

会 議 録

会議の名称	平成26年度 第1回 所沢市成年後見制度推進検討委員会
開催日時	平成26年12月19日(金) 15時00分 ~ 17時00分
開催場所	市役所高層棟6階 602会議室
出席者の氏名	渡辺 富士夫(委員長)、田中 満枝(副委員長)、近藤 宏一、原 紘一、秋田 純子、安藤 泰子、玉川 明男、池田 弘、磯野 尊治、池田 隆人、仲 法寛、黛 浩一郎、原口 紀子
欠席者の氏名	市来 広美
説明者の職・氏名	
議 題	(1) 所沢市成年後見制度推進検討委員会について (2) 成年後見制度に係る所沢市の現状について (3) その他
会議資料	【配布資料】 資料1 所沢市成年後見制度推進委員会条例(写し) 資料2 所沢市成年後見制度推進委員会委員名簿 資料3 所沢市成年後見制度拡充検討委員会 検討内容 資料4 平成26年度所沢市成年後見制度推進検討委員会スケジュール(案) 資料5 平成26年度第1回所沢市成年後見制度推進検討委員会資料
担当部課名	福祉部 福祉総務課 電話04(2998)9113 福祉総務課課長 北田 裕司、福祉総務課主幹 池田 康徳、 福祉総務課主査 佐藤 尊之、福祉総務課主査 加藤 栄一、 福祉総務課主任 石平 貴浩

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局 (池田主幹)	<p>1. 開 会</p> <p>開会を宣言した。 当委員会の設置の経緯を説明した。 (成年後見制度に関係する事項については、平成23年度から「成年後見制度拡充検討委員会」で検討を進めてきたが、より一層市の取組みを後押しするために当委員会を条例により新たに設置した。)</p> <p>2. 委嘱状の交付</p> <p>各委員に委嘱状を交付した。</p>
本橋部長	<p>3. あいさつ</p> <p>平成24年4月1日に老人福祉法が改正となり、市民後見人の養成に関する努力規定が設けられたが、全国を見ると「養成講座を修了した方を社会福祉協議会の法人後見の内部で後見業務を経験させて、市民後見人の活用を図る」という、ひとつのモデルが定着しつつある。本市としても、当委員会の前身である「拡充検討委員会」でのご意見等を参考とし、法人後見を実施する社会福祉協議会と調整しているところである。よりよい権利擁護体制の実現のためにも、委員の皆様の経験や知識に基づいた意見や助言を賜りたい。</p> <p>委員等の自己紹介 各委員より、自己紹介を行った。 次に事務局より、職員の紹介を行った。</p> <p>委員長・副委員長の選出 ～委員の互選により委員長・副委員長を選出し、承認を得た～ 委員長：渡辺委員（司法書士） 副委員長：田中委員（社会福祉士）</p>
渡辺委員長	<p>委員長・副委員長あいさつ</p> <p>平成12年の法改正以降、司法書士として成年後見制度に関わってきたが、当初の制度の眼目のなかで3点ほど残念ながら達成しえてない点がある。1つは、制度が改正されたときの一番の目玉は「補助」制度であり、弾力的に取消権・代理権が行使できるもので、必ずしも精神上の障害を持っていなくても身体が若干不自由であれば保護できるものと期待されていたが、現在あまり利用されていない。もう1つは、後見の担い手は士業（専門職）が多く、他には親族などが挙げられるが、士業による後見だと仕事の一環なのでどうしても報酬が見込める方を受任することになり、財産がある方を中心に制度が利用されてきたという問題がある。もう1つは、我々士業は財産管理を主な仕事と</p>

	<p>しており、身上監護については親族後見より手薄になってしまうことは認めざるを得ない。財産のない方でも権利を擁護すべきだがなかなかできず、もしくは、財産があっても身上監護の面で手厚い保護を受けられない場合もある。補助という弾力的な制度を利用しようとしても使いにくい。これらのことを解決するためには、市民後見人の活躍にかかってくるのではないかと考える。所沢市も高齢化が進行しているので、この数年で市民後見の活躍が無ければ先述の問題が解決されないまま制度が進んでいくことになる。市では当委員会を設置し、平成28年度には総合的な相談部署も計画しているようなので、そこをひとつの目処に、当委員会で一つの方向性を示し、市民後見人を含めた制度の推進ための提案をしていきたい。そのためにも、委員の皆様の活発な意見、議論をお願いしたい。</p>
<p>田中副委員長</p>	<p>自身も後見業務に携わっているが、広く深く問題を抱えた対象者も大勢いて、土業を中心とした担い手だけではならず、親族後見でも心配という実感がある。そうしたことから、担い手としての市民後見人について検討せざるを得ない状況にある。また、市民後見人を支える組織がないと、市民が安心して後見業務に携われない。市民後見人支援の組織、養成のカリキュラムといった仕組みについても委員の皆様で議論していきたい。</p>
<p>事務局 (池田主幹)</p>	<p>会議の運営方法に関して 会議の公開・非公開、会議録の記録方式、会議録の確定について、それぞれ、全委員の承認に基づき、下記のとおり決定した。</p> <p>会議の公開・非公開について(原則、公開とする) 会議録の記録方式について(発言者名は公開とし、要約方式で記録する) 会議録の確定について(委員長に署名・承認を得て、確定する)</p>
<p>事務局 (池田主幹)</p>	<p>会議に関する説明・資料の確認 下記事項の説明を行い、その後、資料の確認を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議の終了予定時刻(17時00分) ・本日の委員会における委員・事務局以外の参加者(傍聴者0名、報道機関0名)
<p>事務局 (石平主任)</p>	<p>4. 議 題</p> <p><u>(1) 所沢市成年後見制度推進検討委員会について</u> 事務局より、資料1～5を用いて説明を行った。</p> <p>以下、質疑等</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>資料3「所沢市成年後見制度拡充検討委員会 検討内容」のところで、第3回の拡充</p>

	<p>検討委員会での意見として「福祉センターの供用開始前から、できる部分から着手すること」とあり、最終回が今年2月21日となっていたが、本日までにはできる部分として着手された事項は何かあるか。</p>
事務局 (石平主任)	<p>拡充検討委員会でも法人後見を担う機関を求める意見があり、そうした意見も後押しとなって、所沢市社会福祉協議会(以下、「社協」と言う。)が今年度から法人後見の受任体制を整備し、11月、12月と1件ずつ法人として後見人を受任する運びとなった。</p>
渡辺委員長	<p>市民後見人の養成については、何らかの進捗は無いと考えてよいか。</p>
事務局 (北田課長)	<p>予算措置がまだ確定していないが、来年度の市民後見人養成講座の開講を第一歩としたいと考えているところである。</p>
近藤委員	<p>(仮称)所沢市こどもと福祉の未来館の基本構想について伺いたい。</p>
事務局 (佐藤主査)	<p>総合相談やボランティア支援機能を持つ「地域福祉センター」、子ども・子育て支援や子ども発達支援を行う「子ども・子育て支援センター」並びに社協が入る複合施設で、地域福祉の拠点施設として整備している。総合相談の中で、権利擁護の相談も行うことを考えている。</p>
渡辺委員長	<p>他に意見はあるか。(特になし)</p>
事務局 (石平主任)	<p><u>(2) 成年後見制度に係る所沢市の現状について</u> まず、成年後見制度に係る所沢市の取組みについて、資料5に基づいて説明を行い、その後、未来館の構想及び来年度の市民後見人養成講座について資料3に基づいて説明を行った。</p> <p>以下、質疑等</p>
渡辺委員長	<p>只今の事務局の説明の中に、社協が法人後見を開始したとの説明があったが、このことについて黨委員からご説明をいただきたい。</p>
黨委員	<p>平成25年度に、社協として法人後見に取り組む方針を決めた。その理由としては、市と社協で品川成年後見センターを視察した際、所長から「市民後見人の養成を行うのであれば、実施主体をしっかりと定め、そこが法人後見を行うことで制度を熟知すべき」との話があったこと。また、法人後見の重要性を認識し、市民のために法人後見の取組む社会福祉協議会が全国を見ても増えてきていること。また、拡充検討委員会で社協に対して法人後見を期待する意見が出されたことが後押しとなった。平成26年4月から</p>

	<p>法人後見の担当職員を配置し、半年間は準備期間として先進社協の視察や専門家からの意見徴取により情報を収集し、制度を熟知するよう努めた。6月から法人後見業務運営委員会を設置し、裁判所に申立てされる前段階で専門家により構成される委員に社協として法人後見を進めてよいかを諮る仕組みをとっている。</p> <p>当初、受任第1号を10月に予定していたが、調整に難航し、結果的に別の対象者で11月、12月に1件ずつ受任が決まり、現在3件目として市長申し立てのケースで調整しており、当初の予定通り（年度内3件受任）進んでいるところである。財産のない方の法人後見も行っていくべきだが、組織として持続性に欠けるため、行政の助成制度を利用しながら、財産がある方についても法人後見を受ける方針である。来年度については、財産面も考慮して、10件程度の受任を見込んでいる。</p>
渡辺委員長	<p>社協の現状の説明があったが、今後の市民後見人養成にもつながっていくものと期待され、頼もしいと感じた。黨委員に対してでも結構なので、意見はあるか。（特になし）</p>
渡辺委員長	<p>2点伺いたい。1点目として、成年後見制度利用支援事業に関して、現状では高齢者は対象になっていないとのことだが、今後ある一定の要件を満たした高齢者も助成対象に含める検討はなされているか。</p>
事務局 （石平主任）	<p>まだ検討段階には至っていない。当事業に関する国のQ & Aといった資料においては、本人又は親族による申し立てで高齢者の場合も助成対象にすることを想定する見解が示されているが、まだ全国を見ても実施している例は少ないようである。実施にあたっては、まずはニーズ調査等が必要と考える。</p>
渡辺委員長	<p>数が多いから除外しているという理解でよいか。</p>
事務局 （石平主任）	<p>財政面での憂慮もあるが、潜在的なニーズを確認できていないことも一因である。</p>
渡辺委員長	<p>一定の要件のなかで高齢者を助成対象にすることについて、個人的には検討をお願いしたい。2点目として、資料5の2ページで、同規模の人口である川越市の市長申し立ての件数が突出しているが、親族がない市長申し立ての場合、第三者後見をどのように手当てにしているのか。</p>
事務局 （石平主任）	<p>川越市の担当課に確認したところ、戸籍の公用請求等の親族調査といった市長申し立て事務を中心に行う担当者を配置しているという工夫しているようである。そうした状況も加味しながら、当市にあった体制について今後研究していきたい。（川越市も市長申し立ての後見人候補者については、社会福祉士団体のばあとなあ、専門職有志のNPO等、ケース毎に適切と考えられる専門職団体に依頼している。事務局後日確認）</p>

池田(隆)委員	高齢者関係の市長申し立てに係る親族調査を担当しているが、対象者が増加傾向にあり、今年度は職員1名が戸籍取り寄せといった調査にほぼ従事しているような状況にある。今後、事務改善について事務局で検討を進めてほしい。
事務局 (石平主任)	そうした親族調査の煩雑さなど、現状の事務の課題について担当者レベルで共通認識を図り、よりスピーディーに市長申し立てに至るように事務改善を進めたいと考えているところである。
秋田委員	事務局の説明を聞いて、制度の内容について市民まで伝わってないと感じたので、市民に対してどのように広報していくかが課題であると感じた。
安藤委員	民生委員として地域住民の相談にのっているが、成年後見制度について民生委員では十分な説明は難しい。障害者を抱える家庭を訪問した際、「成年後見制度を利用したいが、費用がかかる」と言われた。民生委員に対しても成年後見制度がある程度説明できるようにするための研修を実施することも一案である。
事務局 (北田課長)	市としても、成年後見制度の周知に関しては、パンフレットを作成し関係課の窓口には置いたり、NPO法人による成年後見制度市民講座への後援、市民後見の仕組みについて品川成年後見センターの齋藤所長を招いて講演会を開催したりしているが、民生委員に対する周知・支援不足は否めないため、今後、制度周知の取組みについては、研修会・講習会等の機会を設けるなどして前向きに検討したい。
渡辺委員長	地域包括支援センターの組織内では、制度の理解は得られているか。
原口委員	相談支援の中で制度の利用につながるケースが大半である。地域包括支援センターでは、介護予防事業の一環として基本的な制度の説明は行っているが、市民後見人の取組みが開始するとなれば、そうしたことも含めて相談対応について勉強していく必要があり、市民後見人との連携についても将来的には考えなければならない。
渡辺委員長	地域包括支援センターの職員の習熟度としては、特に困るような状況ではないか。
原口委員	職員によって差はあるにせよ、各センターとして研修を積んでいる。
原委員	(仮称)所沢市子どもと福祉の未来館の説明が事務局からあったが、未来館の概要といった資料の用意はあるか。
事務局 (佐藤主査)	未来館の事業を取りまとめている最中であることから、今は特段そうした資料の用意はない。具体的なものがまとまり次第、委員の皆様にはお示ししたい。

近藤委員	埼玉弁護士会としては、無料出前講座を開催したり、遺言・相続の相談会を開催したりして、相続等に対する市民の高い関心が伺えたが、十分な貢献がまだできていないと感じている。市民後見人の重要性など、当委員会で検討していければと考える。
渡辺委員長	社協におかれては、法人後見を2件受任したところだが、その法人後見業務の中に市民（市民後見人）が入ることへの意見、また、現状で法人後見業務の難しい点があれば教えていただきたい。
黛委員	市民との連携については、現段階ではない。市民に制度について伝える上で、まずは社協の職員が法人後見業務において研鑽を積むとともに、ケース会議で得られる後見事務のノウハウについては、担当者間のみならず社協法人内部で共有していくことが重要と考える。
渡辺委員長	成年後見制度全般について様々な課題が伺えた。特に市民の一つ手前の周知・広報が欠けると直接市民にも伝わらない。また、社協が法人後見業務を経験していく中で、市民を受け入れる体制が整ってくるかと思うので、引き続き社協におかれては多くの法人後見を経験してもらい、最終的には市民後見人の受け皿としての役割に期待したい。
渡辺委員長	<u>(3) その他</u> 議題(3)「その他」ということで、委員の皆様、何か意見はあるか。
池田(弘)委員	生活保護を担当している。生活保護受給者のように経済的資力がない方の市長申し立ての場合、報酬の助成が必要になるが、市の助成は月額28,000円(在宅居住者)となっている。実際の一般的な報酬額はどの程度か。
近藤委員	東京家庭裁判所で示されているのは、月額2万円を基本報酬として、遺産分割等の手続きがあると別途加算される。保有する財産額によっても変動する。
事務局 (石平主任)	今年の11月1日付けでさいたま家庭裁判所も書面で公表した。
原委員	家庭裁判所が付与した報酬額を、本人の財産から支払いきれないこともあり得る。
田中副委員長	親族申し立てのケースを受任し、本人の財産が些少であったため1年間の報酬額が6万円ということがあった。しかし、最近では本人の財産に関わらず、基本報酬に沿って報酬額を決定するようである。社会福祉士会では、報酬を本人の財産から手当てしきれない事態に備えて互助制度を設けている。財産がない方の後見報酬は大きな課題である。

仲委員	<p>介護保険を担当しているが、親族申し立てに関係して介護保険の現場では相続を巡る争いが顕著になっている。例えば、親が要介護5程度の状態になると、離れて住む子が他の兄弟に無断でその親を囲い込むというトラブルも見受けられる。市長申し立ての場合、基本的には親族に同意を得た後に手続きをするため問題はないが、介護保険課には子どもらから苦情等が入ってくる。親族による申し立てで、そうした親族間のトラブル、後見人が決まらないケースはあるものか。</p>
近藤委員	<p>認知症の進行が見られる子がない兄弟に対し、ある兄弟が後見人をつけようとしたところ、本人が他の兄弟に囲い込まれてしまい、預貯金は使い込まれ、病院で診断書をもらおうとしても反対されてしまうようなケースがあった。止む無く裁判所に申し立てを強行し、家庭裁判所の調査官が囲い込む兄弟を説得し、病院へ連れて行った。結果的には、補助類型と診断されたものの本人の同意が得られなかったため申し立ては却下された。申し立ての際には、まず家庭裁判所に診断書と財産状況を報告する必要があるが、囲い込みの場合それが困難である。</p>
原委員	<p>親族争いがあると、家庭裁判所としても第三者後見人（弁護士、司法書士等）に受任させるようである。</p>
渡辺委員長	<p>報酬助成と市民後見養成の部分で大きな課題が実務上はあると考える。</p>
事務局 (石平主任)	<p>事務局より、以下の予定等について説明を行った。 ・次回委員会は、来年2月を予定している。</p>
渡辺委員長	<p>では、本日の議題についてはすべて終えたので、事務局にお返すする。</p>
事務局 (池田主幹)	<p>5.閉会 閉会を宣言した。</p>